

令和6年第9回平取町議会定例会（開 会 午後 1時00分）

高山議長

皆さん、ご苦労様でございます。ただいまの出席議員は9名であり、定足数に達していますので、会議は成立します。直ちに本日の会議を開きます。
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定によって、1番井澤議員、2番中川議員を指名します。
日程第2、議案第6号、工事請負契約の変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。産業課長。

産業課長

本日、追加でお配りしました、議案第6号をご覧ください。議案第6号、工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。令和6年第6回平取町議会定例会において議決を得ました、議案第7号工事請負契約の締結について、岩知志3地区護床工対策工事の一部を次のとおり変更したため、議会の議決を得ようとするものであります。請負金額1億6170万円を1544万4000円増額をし、1億7714万4000円に変更するものであります。変更理由としましては、本工事は令和6年9月25日に工事を着手しましたが、河川での工事のため、水切り完了後、現地で再度確認をしたところ、既存の護床ブロックを一部敷設替える予定でありましたが、ブロックの摩耗が著しく、再利用が不可能と判断をし、国に改めて新設の護床ブロックの敷設替えによる計画変更をし、費用の増加となったものであります。なお、本件につきましては、先月11月18日に開催されました、産業厚生常任委員会にお諮りをし、昨日の議会定例会において補正予算の議決を得て対応するものであります。現在の工事の進捗率は30パーセント程度で進んでおりまして、令和7年3月21日までの工事期間で施工中であります。以上、ご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

（反対討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第2、議案第6号、工事請負契約の変更については、原案のとおり可決しました。

日程第3、報告第1号、委員会審査報告について、日程第4、報告第2号、委員会審査報告について、以上2件を一括して議題とします。先に決算審査特別委員会に付託の、令和6年第6回定例会認定第1号、令和5年度平取町国民健康保険病院特別会計決算認定について、同じく認定第2号、令和5年度平取町

各会計決算認定については、決算審査特別委員長より、それぞれ認定すべきとの委員会審査結果報告が提出されています。決算審査特別委員会は、議員選出監査委員を除く全議員により構成されていますので、本委員長報告に対する質疑討論は省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、本案は質疑を省略することに決定しました。次に討論を行います。反対討論はありますか。

（反対討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは認定第1号について、採決を行います。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、認定第1号は認定することに決定しました。

続いて、認定第2号について、採決を行います。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、認定第2号は認定することに決定しました。

日程第5、発議第1号、平取町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提出議員からの趣旨説明を求めます。3番松澤議員。

3 番
松澤議員

発議第1号、平取町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。この条例の中に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法になりますが、この条項を引用している部分があります。このたび、この番号利用法が改正となり、令和6年6月7日公布、1年3か月を超えない範囲で施行されることから、条例の改正が必要となったものです。また、あわせて所要の改正を行うことで、全国町村議会議長会より条例例が示されましたので、これに従い、改正を行おうとするものです。新旧対照表でご説明しますので、4ページをご覧ください。右が現行、左側改正案となります。改正前の番号利用法では、特定個人情報を第2条第8項、特定個人情報ファイルを第2条第9項としておりました。改正後の番号利用法では、第2条第8項にカード代替電磁的記録についての記述が新設され、以降、第8項から第12項までを1項ずつ繰り下げることとしており、特定個人情報は第2条第9項に、特定個人情報ファイルは第2条第10項で定義づけられることになりました。これにより、議案新旧対照表4ページ、第2条第10項の3行目と、5ページの表の1番右側の下から5行目の項番号を改正する必要があります。これ以外の改正部分については、所要の整備、文言の整備になります。2ページにお戻りください。附則としまして、この条例は、番号利用法の施行の日から施行することとしております。た

だし、これ以外の所要の整備の部分については、この条例の公布の日から施行することとしております。提出議員は松澤、賛成議員は井澤議員、中川議員です。説明は以上となります。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

（反対討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第5、発議第1号、平取町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

休憩します。

（休 憩 午後 1時08分）

（再 開 午後 1時10分）

それでは再開いたします。お諮りします。

承認第1号、閉会中の継続調査の申し出についてを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、承認第1号を日程に追加し、追加日程第1号として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、承認第1号、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。議会運営委員長、各常任委員長及び特別委員長から、それぞれの委員会における所管事務調査について、閉会中の継続調査を実施したい旨申し出がありました。申出書はお手元に配付したとおりです。お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続調査を実施することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続調査を実施することに決定しました。

本定例会に付された事件の審議状況について報告いたします。諮問1件で、答申1件、議案6件で、原案可決6件、報告2件で、決定2件、承認1件で、決定1件となっています。

本定例会に付された事件は全て終了しました。これで会議を閉じます。令和6年第9回平取町議会定例会を閉会いたします。

（閉 会 午後 1時12分）

